

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
第1条～第6条 略	第1条～第6条 略
第7条（手形、小切手の支払） （1）～（2） 略 （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手 または当金庫所定の払戻請求書を使用して ください。 <u>（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する 場合は、届出の印章（または署名・暗証） により記名押印（または署名・暗証記入） のうえ、当座勘定入金通帳または当座勘定 キャッシュカードとともに提出してくださ い。また、払戻しに際して、当金庫所定の 本人確認書類の提示等を求めることがあり ます。求められた本人確認書類の提示等が ない場合には、取引を行うことができませ ん。</u>	第7条（手形、小切手の支払） （1）～（2） 略 （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>（追加）</u> を使用してください。 <u>（追加）</u>
第8条～第15条 略	第8条～第15条 略
第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届 け書類に使用された印影または署名・暗証 （電磁的記録により当金庫に画像として送 信されるものを含みます）を、届出の印鑑 （または署名鑑・暗証）と相当の注意をも って照合し、相違ないものと認めて取扱い ましたうえは、その手形、小切手、 <u>払戻請 求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その 他の事故があっても、そのために生じた損 害については、当金庫は責任を負いません。	第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手 <u>（追加）</u> または諸届け書 類に使用された印影または署名 <u>（追加）</u> （電 磁的記録により当金庫に画像として送信さ れるものを含みます）を、届出の印鑑（ま たは署名鑑 <u>（追加）</u> ）と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めて取扱いまし たうえは、その手形、小切手、 <u>（追加）</u> 諸届 け書類につき、偽造、変造その他の事故が あっても、そのために生じた損害について は、当金庫は責任を負いません。
以下略	以下略